

金お預り証書に関する規定

1. 保管方法

- (1) 保護預りの依頼にもとづきお預りした金地金は、当行の所有物に対すると同等の注意義務をもって当行所定の場所に他の預け主の金地金とともに混蔵保管します。
- (2) 当行で保管する金地金（以下「保護預り金」という）は、当行の名義で当行が相当と認める第三者に混蔵寄託することができるものとします。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する当行所定の日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出のないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 保護預り手数料

- (1) この保護預り手数料は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年当行所定の月日に預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日の属する月までの手数料を月割計算により返戻します。預け主が保護預り金を引出しまたは当行に全部もしくは一部の売却をした場合にも支払済の手数料を上記に準じて返戻します。

4. 保護預り金の引出し

- (1) 保護預り金の引出しを申込むときは、当行所定の方法で申し出のうえ下記の引出し欄に届出の印章により記名押印のうえ当行に提出してください。この引出し申込みは、当行が金売買業務を行う営業時間内にかぎり行うことができるものとします。ただし、預り証書記載数量のうちの一部引出しはできません。
- (2) 保護預り金の引出しに際し、金地金での引渡しは、当行の特定の取扱店においてのみ行います。
- (3) 保護預り金の引出しについては、金地金の銘柄等は当行の任意とします。
- (4) 当行に引出し相当量の金地金がない場合は、金地金の引渡しが数日遅れることがあります。この場合、当行所定の引換証を交付しますので、引換証記載の引渡日に引換証をその裏面に届出の印章により記名押印のうえ前記（2）の取扱店に提出してください。
- (5) 保護預り金の引出しについては、当行所定の手数料を支払ってください。

5. 保護預り金の売却

- (1) 保護預り金の全部または一部売却を申込むときは、当行所定の方法で申し出のうえ

「金お預り証書」の引出し欄に届出の印章により記名押印のうえ当店に提出してください。この売却申込みは、当行が金売買業務を行う営業時間内にかぎり行うことができるものとします。

なお、一部売却後の残りの保護預り金に対する預かり証書は別途発行します。

- (2) 保護預り金の売却は、100g単位とします。
- (3) 保護預り金を当行が買取るときの買取価格は、売却申込日の当行店頭掲示の金地金買取価格によります。ただし、金相場の大幅な変動がある場合には、当行は買取りを停止することができるものとします。
- (4) 保護預り金の売却については、当行所定の手数料を支払ってください。

6. 届出事項の変更等

- (1) この預り証書や届出の印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. 証書、印章の喪失時の取扱い

この預り証書または届出の印章を失った場合の保護預り金の引出し、売却または預り証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. 印鑑照合

この取引において預り証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り金の引出し、売却その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

9. 損害の負担等

災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により当行が保護預り金の引出し、売却等に直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。

10. 解約等

- (1) 預け主が保護預り手数料を支払わないとき、または預け主についてその相続があったときは、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前記4.と同様の手続きにより保護預り金を引き取ってください。
- (2) 前記(1)の引取りが遅延したときは、当行所定の料率による保護預り手数料相当額の損害金を支払ってください。この場合、前記3.(3)にもとづく返戻金は損

害金に充当し、不足額が生じたときは、この不足額は引取日に前記3.（1）の方法で自動引落しすることができるものとします。

- (3) 前記（1）の引取りが3か月以上遅延したときは、当行はかならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等によりこの保護預り金を処分し、その代り金を手数料、損害金その他預け主が負担すべき費用に充当します。

1 1. 譲渡・質入れの禁止

- (1) この契約による預け主の権利は、譲渡、または質入することはできません。
(2) この預り証書は、譲渡、質入れ、または転貸することはできません。

1 2. 規定の変更等

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)